

高知県地域情報化推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域情報化推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 県は、超高速ブロードバンド（下り最大伝送速度が30Mbps以上のブロードバンドをいう。）基盤を整備し、地域間の情報格差を是正するとともに、情報通信基盤を活かした地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市町村に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金額算出の対象事業)

第3条 交付金額算出の対象事業は平成30年度以降に実施した、情報通信基盤整備推進補助金（平成28年4月15日総基高第11号。以下「国庫補助事業」という。）を活用する超高速ブロードバンド基盤整備事業とする。

(交付金の交付期間)

第4条 交付金を交付する期間は、国庫補助事業が完了した翌年度から最長5年間とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、国庫補助事業の補助対象経費総額の20分の1以内に相当する額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前条に規定する交付期間の単年度の交付金額は、前項に規定する額を交付年数で除した額とする。

(交付金の使途)

第6条 交付された交付金は、次に掲げる事業等に充当するものとする。

- (1) 国庫補助事業で整備した超高速ブロードバンド基盤の管理運営に係る経費
- (2) 国庫補助事業を活用した事業のために借り入れた地方債の償還財源
- (3) その他、地域情報化の推進に資するものとして知事が必要と認める事業

(交付金の交付の申請)

第7条 交付金の交付の申請は、前条に規定する事業を実施する前に、別記第1号様式に

より行うものとする。

(交付金の交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請を審査し、適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、速やかに当該決定及びこれに条件を交付した場合には当該条件を当該市町村に書面により通知するものとする。

(交付金の交付の条件)

第9条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金に係る事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 交付金に係る事業の遂行及び支出状況について知事から報告を求められた場合は、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、知事に提出しなければならないこと。
- (3) 交付金に関する経理についての収入及び支出の内容を証する書類を整備するとともに、交付金に係る事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 交付金に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金に係る事業の完了後においても適切な管理者を置き管理すること。
- (5) 交付金に係る事業により取得し、又はその効用の増加した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより得た収入については、県と協議し、その収入の一部を県に納付すること。
- (7) 交付金に係る事業の実施に当たっては、別表第1に掲げる各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準ずること。

(事業の変更の申請)

第10条 市町村は、交付の決定を受けた交付金に係る事業を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による交付金事業変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 条 市町村は、交付金に係る事業の完了日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、別記 3 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第 12 条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、交付金を交付するものとする。

(調査等)

第 13 条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対して交付金の状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第 14 条 市町村は、交付金に係る事業の実施において物品等を調達する場合には、県が定める高知県グリーン購入基本方針に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第 15 条 交付金に係る事業及び市町村等に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 37 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 9 条第 3 号から 6 号まで、第 13 条及び第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。